

三朝町職員通年輕装勤務ガイドライン

1. 実施の概要と目的

■全職員を対象に通年での輕装勤務を導入

クールビズ期間に限定して実施していたノーネクタイ、ノージャケット等の輕装勤務を通年実施とします。

■ 3つの主な目的

● 省エネ推進

温室効果ガス削減と電力消費抑制を1年を通じて推進します。
冷房時の室温の目安28℃
暖房時の室温の目安20℃

● 働きやすさの向上

気候や体調に応じた服装で快適・健全に業務を行います。

● 公務の円滑な執行

作業効率を高め、サービス向上につなげます。

2. 着用の基準とマナー

■ 公務員として

輕装勤務は服装の自由化ではありません。公務員としての品位と町民からの信用を損なわないようにすることを念頭に置き、ガイドラインを参考にしながら輕装勤務をしてください。

■ 柔軟な服装選択が可能

気温、体調、デスクワークや外勤などの業務内容に合わせて、職員各自で判断し最適な服装を選択できます。

■ TPOに応じた適時切り替え

式典や議会出席時など公務の性質上適当でないと認められる状況においては、要請や状況に応じてジャケットやネクタイを適切に着用します。



3. 服装の可否に関する目安

フォーマル度による服装の基準

ドレスコード1（フォーマル）	ドレスコード2	ドレスコード3（カジュアル）
式典への出席など一般に正装が求められる場合	イベントや研修など庁外活動をする場合	基本的に庁舎内等で勤務する場合

◎必ず着用 ○着用可能 △着用しなくてもよい、又は条件付きで着用可能 ×着用不可

種別	ドレスコード1	ドレスコード2	ドレスコード3
ネクタイ	◎	△ ノーネクタイ可	△ ノーネクタイ可
ジャケット	◎	△ ノージャケット可	△ ノージャケット可
セーター タートルネック	×	△ 必要に応じて ジャケット着用	○
パーカー	×	×	×
カーディガン	×	○	○
ベスト	○	○	○
防寒着（フリース等）	×	×	○
トレーナー	×	×	×
Tシャツ	×	△ 町PRにつながる服のみ可 必要に応じてジャケット着用	△ 町PRにつながる服のみ可
ブラウス	○	○	○
ポロシャツ	×	△ 町PRにつながる服/無地/ ワンポイントのみ可	○

ノースリーブ	×	△ ジャケット着用時のみ可	△ 過度な露出でなければ可
開襟シャツ	×	△ 必要に応じて ジャケット着用	○
スラックス/スカート	◎	○	○
チノパン	×	○	○
ワイドパンツ	△ セットアップのみ可	○	○
ジーンズ	×	×	×
スウェット	×	×	×
ハーフパンツ ミニスカート	×	×	×
革靴（ローファー、ス ノーブーツ含む）	◎	○	○
スニーカー	×	△ 華美でなければ可	○
パンプス レディースサンダル	◎	○	○
サンダル ※レディースサンダルを除く	×	×	△ 自席のみ可（要履替）
帽子	×	×	×
			（外作業時は可）

- ・ こども園や小学校等事務職場以外の場合など所属により柔軟な対応は可能
- ・ 正職員、会計年度任用職員を問わず、庁舎内で仕事をする場合は、ガイドラインに沿った服装をすること
- ・ いずれのドレスコードの場合に関しても、いわゆる正装（スーツ、ネクタイ）の着用を妨げるものではない
- ・ 議会对応時の服装は、別途議会の取り決めに従うこと
- ・ イベントの性格上、統一的な服装が必要なときは、指定の服装を着用すること
- ・ 町PRにつながる服とは、三朝温泉、三徳山、町の特産品、町のキャラクター（ミササラドン等）、町イベントで作成した服のことをいう
- ・ 無地やワンポイントなどの指定がないものについても、蛍光色、アニマル柄、大ぶりの柄（大きなチェック柄、太いボーダー、大きなロゴなど）、主張が強く遠目からでも目立つデザイン、ダメージ加工されたもの、露出の大きいもの、透ける素材、装飾の多いものや大ぶりのアクセサリーなどの来庁者から見て不快感を与えるような服装は着用不可とする
- ・ ケガや病気など、身体的理由によりガイドラインに沿った服装が困難な場合は、これを妨げないものとする
- ・ その他作業服など、所属ごとに業務に必要な服装については、適宜、所属長が判断し認めることとする

〔策定日〕 令和 8 年10月